第三十六条第二項各号列記以外の部分中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に改め、同項第五号中「又は漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金」を「、漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法第八条第一項に規定する資金又は青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二条第二項に規定する就農支援資金」に改め、同号を同項第七号とし、同項第四号を削り、同項第三号を同項第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　指定金融機関又は貸与機関が東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合　次に掲げる金銭の貸付けを行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金銭の貸付け

イ　指定金融機関　指定金融機関が、東日本大震災により被害を受けた者に対して危機対応業務として行う特定資金の貸付け

ロ　貸与機関　貸与機関が、東日本大震災により被害を受けた者に対して小規模企業者等設備導入資金助成法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業として行う資金の貸付け（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十九条第一項の規定の適用を受けるものに限る。）

第三十六条第二項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　支援事業者が東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合　支援事業者が、地方公共団体から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ニに掲げる事業として行う資金の貸付けを受けて東日本大震災により被害を受けた者に対して行う金銭の貸付け

第三十六条第二項第一号中「第四十七条」を「第四十七条第一項」に、「預託貸付金融機関、転貸者、指定金融機関」を「地方公共団体、預託貸付金融機関、支援事業者、転貸者、指定金融機関、貸与機関」に、「この項」を「この号、第五号及び第七号」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一　地方公共団体が東日本大震災により被害を受けた者に対して金銭の貸付けを行う場合　次のいずれかに該当する金銭の貸付け

イ　地方公共団体が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度（他の金銭の貸付けの条件（貸付金の利率又は据置期間その他財務省令で定める条件をいう。以下この号及び第三号において同じ。）に比し有利な条件で金銭の貸付けを行う制度をいう。以下この号において同じ。）を東日本大震災が発生した日の前日に有していなかった場合において、東日本大震災により被害を受けた者に対する特別貸付制度を設け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付け

ロ　地方公共団体が、災害により被害を受けた者に対する特別貸付制度を東日本大震災が発生した日の前日に有していた場合において、東日本大震災により被害を受けた者に対して当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付けの条件に比し特別に有利な条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、当該制度の下で行う金銭の貸付け

ハ　地方公共団体が、災害の被災者に対する特別貸付制度の下では金銭の貸付けが受けられなかった東日本大震災により被害を受けた者に対して当該特別貸付制度の下における金銭の貸付けの条件と同等の条件で金銭の貸付けを行う制度を設け、当該制度の下で行う金銭の貸付け

第三十六条に次の四項を加える。

3　法第四十七条第二項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一　銀行
二　信用金庫
三　信用協同組合
四　労働金庫
五　信用金庫連合会
六　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第二号の事業を行う協同組合連合会
七　労働金庫連合会
八　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合
九　農業協同組合法第十条第一項第二号の事業を行う農業協同組合連合会
十　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合
十一　水産業協同組合法第八十七条第一項第三号の事業を行う漁業協同組合連合会
十二　水産業協同組合法第九十三条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合
十三　水産業協同組合法第九十七条第一項第一号の事業を行う水産加工業協同組合連合会
十四　農林中央金庫

4　法第四十七条第二項に規定する政令で定める被災者は、次に掲げる者とする。

一　東日本大震災によりその所有する建物に被害を受けた者であることその他東日本大震災の被災者であることにつき、当該建物の所在地の市町村長その他相当な機関から証明を受けた者
二　平成二十三年原子力事故による被害に係る緊急措置に関する法律（平成二十三年法律第九十一号）第二条に規定する特定原子力損害（第六項第二号において「特定原子力損害」という。）を受けた者

5　法第四十七条第二項に規定する特別に有利な条件で行う金銭の貸付けとして政令で定めるものは、同項に規定する金融機関が、東日本大震災の被災者又は東日本大震災により被害を受けた者（以下この項において「被災者等」という。）に対する特別貸付制度（次の各号に掲げる金銭の貸付けの区分に応じ、当該各号に定める金銭の貸付けを行う制度をいう。以下この項において同じ。）を設け、当該特別貸付制度の下で行う金銭の貸付けとする。

一　貸付金の利率が明示されている金銭の貸付け　被災者等に対する貸付金の利率として明示されている利率が、被災者等以外の者に対する貸付金の利率として明示されている利率に比し年〇・五パーセント以上有利である金銭の貸付け

二　前号に掲げる金銭の貸付け以外の金銭の貸付け　被災者等に対する貸付金の据置期間が六月以上である金銭の貸付け（当該貸付金の償還期間が一年以上であることその他の有利な条件で行う金銭の貸付けであることに関し財務省令で定める要件に該当するものに限る。）

6　法第四十七条第二項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する消費貸借に関する契約書に、次の各号に掲げる被災者の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一　第四項第一号に掲げる者　同号の市町村長その他相当な機関からの証明に係る書類
二　第四項第二号に掲げる者　特定原子力損害を受けた者であることを明らかにする書類

第三十六条を第三十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

（東日本大震災により滅失した消費貸借に関する契約書等に代わるものとして作成する文書の印紙税の非課税）

第三十八条　法第四十八条第一項に規定する政令で定める金融機関は、次に掲げる金融機関とする。

一　前条第三項各号に掲げる金融機関
二　株式会社商工組合中央金庫
三　株式会社日本政策投資銀行
四　保険会社
五　保険業法第二条第七項に規定する外国保険会社等
六　金融商品取引法第二条第九項に規定する金融商品取引業者
七　金融商品取引法第二条第三十項に規定する証券金融会社
八　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者
九　貸金業法第二条第一項第五号に規定する者のうち貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号に掲げる者
十　独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構